

# 歴史学における過去の清算

## —— 仙台版「古文書返却の旅」

佐藤 大介



### はじめに

本稿では、宮城地区の研究者らで組織するNPO 法人宮城歴史資料保全ネットワーク（以下「宮城資料ネット」）が、災害に備えた歴史資料保全活動と同時に進めている旧仙台藩領（陸奥国／宮城県、岩手県および福島県の一部）での史料返却活動について報告する。活動を始めた経緯と返却までの様々な実務、主に大学で専門的に歴史研究を行っている研究者及び学生が中心となって返却を行うに到った背景、これまで行った実際の返却を通じて見えてきた地域との関係について、現状での問題点と成果報告を行うこととしたい。

「歴史遺産を未来へ」、すなわち人々の歴史的な歩みを示す古文書その他の歴史的な遺産を次世代に残すこと、そのような活動に対して社会的な合意を得てゆくためには、大学および研究者、行政、さらには所蔵者も含めた市民の連携と協同が不可欠であることは言うまでもない。しかし、そこで大きな問題になるのが、過去に研究者が所蔵者から借用し、未だに返却されていない歴史資料の存在である。結論を先取りしていえば、筆者は歴史研究者の側が主体的にこの問題を「清算」する努力が、所蔵者や地域社会からの信頼を得る上では決して避けて通れない道程だと考えている。

本稿で取り上げる旧仙台藩領の事例については、未返却史料の多くが借用から50年以上経過しており、所蔵者や借用の事情を明らかにすることが困難な状況にある。このような条件下で、実際の返却をどのように進めるのか。本稿では旧仙台藩領地域における試みであり、その実践を通じて、今後この問題を歴史資料保全に関わる人々の共通課題として取り組んでいくための手がかりを得ることが目的である。

ところで、研究者・研究機関による未返却史料を返却する取り組みとしてつとに知られるのが、中世史研究者の網野善彦（1928-2004）を中心とする活動である。『古文書返却の旅』（中央公論社 1998年）として発表された網野の活動は、終戦直後に日本常民文化研究所（現・神奈川大学常民文化研究所）が全国の所蔵者から収集した古文書資料を、収集の当事者の一人であった網野自身が18年間かけて元の所蔵者に返却を進めるものであった。それにとどまらず、返却とその中の所蔵者や地域住民らとの交流を通じて、歴史研究者としての問題意識を変化させていった網野自身の研究者としての「旅」も描かれていた。本稿でも、筆者や仙台地区で返却事業に携わる人々が、活動を通じて所蔵者や地域社会との関係について新たな問題

意識を見いだせれば、という希望も込めて、副題に「仙台版・古文書返却の旅」と銘打つこととした。

その一方、仙台地区での返却事業は、借用には全く関わりのない宮城資料ネットという第三

者組織（NPO 法人）が実務を行っている。未返却についての責任の所在や実務の手順など、当事者自身が返却を行う場合とは異なる活動条件がある。本稿ではこの点についても可能な範囲で述べることにしたい。

## 1 史料返却を始めた経緯

### 1 返却に向けた交渉

今回、返却事業の対象となったのは、元大学教授の T 氏（故人）が収集した旧仙台藩領各地の古文書資料である。収集された時期については不明であるが、本人による研究論文や、一部判明した調査活動の状況から、おおむね終戦直後から昭和 30 年代の期間であることは確実である。本人が逝去した後、収集された資料は遺族が保管していた。

これらの史料については、筆者が把握している範囲では、30 年ほど以前から、各史料の所蔵者や、居住する地域の行政担当者、郷土史サークルの人々などから、仙台地区の大学などに対して史料の所在と返却を求める問い合わせがあったという。そのような経緯もあり、数年前に遺族に確認したところ、元の教え子の一人に史料が郵送されてきたのであった。茶箱や段ボールなどの保管容器約 30 箱ほどの膨大な分量であった。

これだけの史料を、個人で整理し、さらに元の所蔵者を特定して返却することは不可能である。そこで仙台地区の研究者で対応を協議し、基本的には元の所蔵者に返却する方向で対応することになったのである。

返却に当たっては、まず改めて遺族との交渉を行うこととした。遺族からは、残されていた

史料を返却すること自体についての了承は得られた。一方で、実際の返却に際して予想される様々な問題について確認する必要があった。原則に関する点としては、収集された史料の所有権、借用した責任の所在、そもそも誰が返却を行うべきなのか、ということである。

一方、実務上の問題としては、返却に関わる費用負担を誰が行うか、返却に際しての移動中の事故や、史料が破損してしまった場合の対応、所蔵者からの苦情への対応などである。以上については、法的な問題も発生することも予想される。そこで、交渉では遺族と研究者に加え、遺族側から紹介のあった弁護士に入ってもらうことにした。その中で、様々なケースを想定しながら、史料返却について遺族と研究者それぞれの立場と役割を確認していったのである。それは次のようなものであった。

- ①残されていた史料の所有権は、当然元の所蔵者にあること。
- ②借用の責任は、当事者である研究者本人にあること。
- ③返却の責任は遺族が負うこと。返却に際しては遺族より元の所蔵者に謝罪すること。
- ④宮城資料ネットは、遺族が行うべき返却を代行する立場に過ぎないこと。
- ⑤返却に必要な諸経費については遺族が負担

すること。

現在遺族の方は歴史学会とは全く関わっていない。むしろ、借用についての直接的な責任はない。しかしながら、今回の返却の持つ社会的意義について十分に説明し、理解していただこううえで上記の条件の了承を得たのである。

一方、返却実務の代行は、宮城資料ネットが主体となることとなった。これについては、研究者個人や、研究者で組織される任意団体ではなく、NPO 法人が行うことが要件だといえる。前述した実務上の諸問題について、研究者個人ではなく法人（組織）として責任を負うことが可能になる。さらに、NPO 法で毎年の活動および会計報告が義務づけられ、行政（宮城県）を通じて一般にも公開される。今回の事例では遺族が経費負担を行うこととなったが、その際に活動と支出の報告について求められることになった。この点、活動の透明性が法的・制度的に担保されている NPO 法人が返却実務の主体となることは、関係者からの信頼性を得る上で利点が多いと考えられる。

以上のように、関係者間で責任の所在、実務者の役割について合意することが出来た。その上で、返却に向けた実務に取りかかったのである。

## 2 返却に向けた実務—史料の整理と「保全」

実際の返却に際して最も重要なのが、元の所蔵先を間違いなく確定するという作業である。また、収集されていた史料は、仙台藩領の貴重な歴史資料である。そこで、作業に当たっては、宮城資料ネットが通常行っている「一軒型」保全活動、すなわち史料全点のデジタル撮影と整

理、パソコンでの目録化を行う形で対応することとした。

撮影作業は、返却をめぐる諸条件について遺族との合意が成立した 2007 年 7 月から開始した。作業では、収集されていた史料すべてを一点毎に撮影した（写真 1）。2007 年 7 月から毎週 2～3 日間、約半年間かけて全点の撮影を完了した。その後、撮影した画像データを基に、全ての史料を 1 点ごとに目録化したのである。目録化は 2008 年 6 月に終了した。すべての作業を一年間で終えることができたのである。

この際、目録化の方針として定めたのは、史料の差出人・作成者や宛名に加え、内容についての情報までできるだけ詳細な情報をとることであった。各史料には所蔵者についての情報が明確に記されていないものが大半であることが予想されたからである。史料の整理状況は、封筒やビニールひも、小さな箱などである程度まとめられており、どこの所蔵者の方からお借りしたかという情報が記されているケースは少なくなかった。ところが、目録作成の結果、「〇〇家」と記された袋の中に、最大で 4 家分程度の史料が混入しているケースが少なからず確認さ



写真 1 撮影作業（08 年 1 月 19 日）

れたのである。通常の史料整理においても、史料の内容情報をどの程度まで盛り込むかについては様々なケースが考えられる。今回の作業においてはデジタルカメラで全点を撮影したことで、パソコンでの史料閲覧が容易になった。さらには目録作成に練達した大学院生を数名確保できたことで、比較的短期間で史料整理を完了することができたのである。「宮城方式」での史料整理が有効であると改めて確認できるとともに、詳細な内容情報によって返却先を絞り込むことができた史料がさらに増えたのである。

それでは、実際にどのぐらいの史料が借用されていたのであろうか。総目録点数は5,334点であった。そのうち、元の所蔵者が判明したものは54家分の5,062点であった。9割以上の史

料については返却先が絞り込めたが、和書類などを中心に手がかりがつかめなかったものが272点残ったのである。

さらに問題となるのが、「元の所蔵者」というのは、基本的に史料が借用された当時の所蔵者だということである。50年以上の時間が経過していることから、各家ではすでに代替わりしている可能性が高い。むろん、後継ぎの方がすでに地元を離れ、返却すべき相手が現地にはいないという事例も想定できた。したがって、行政や地元の郷土史サークルの方々などを通じて問い合わせをして、現在の所蔵者を確定できた段階で、返却を行うという手順をとることになったのである。

## 2 なぜ史料返却を行うのか

### 1 返却事業に関わる契機

それでは、なぜ宮城資料ネットが史料返却を代行することになったのか。言い替えれば、なぜ過去の研究者が借用した史料の返却に、現在の研究者が関与する必要があるのだろうか。初めに確認しておきたいのは、現在の仙台地区の研究者は、今回問題になっている収集史料を借用した当事者ではない。したがって、今回の借用および未返却をめぐる経緯には直接的な責任がないということである。

それでも返却に関与することになった最大の契機は、2003年7月26日の宮城県北部連続地震を契機に、宮城県および岩手県南を中心に開始された宮城資料ネットの歴史保全活動〔宮城県北部連続地震発生後の宮城資料ネットの活動については、平川新「災害「後」の資料保全か

ら災害「前」の防災対策へ」（『歴史評論』666号、2005年10月）などを参照〕において、所蔵者や地域社会の歴史研究者に対する根深い不信任を知ったことであった。

宮城資料ネットの活動では、地域に残された歴史資料の保全を、所蔵者や地域の郷土史サークルの方々、行政と協同して実施することを前提としている。これまで前掲の宮城県北部連続地震や2008年6月14日の岩手宮城内陸地震、さらには直近では1978年に発生した、約40年周期での想定される宮城県沖地震に備えた活動で400件あまりの旧家を対象とした調査を行ってきた。多くの場合、関係する方々に様々な形で活動に対する謝意を得ている。そのような反応から、私自身も歴史研究者の社会における存在意義を肌で感じることができ、前向きに研究

に取り組む活力を得てきたのである。

しかし、中にはかつての歴史研究者たちの耳にしたくない振る舞いを挙げ、調査を拒否されたり、研究者に対する不満を直接知る機会が少なからずあったのである。私自身が保全活動などで調査した旧家のケースを紹介しておきたい。

<事例1>

「以前、大学の先生（故人）に史料をお貸ししたが、いつまでたっても返してくれなかった。たまりかねて、研究室を訪ねて返すよう申し入れたら、「使えない史料だから勝手に持って帰れ」といわれた。役に立てばと思って貸したのに、借りっぱなしにされて、なおかつそんなことを言われるとは、とても悔しく、腹立たしい思いがした。」（2006年・登米市）

<事例2>

「研究に利用したいということを家族のついで大学の先生（故人／事例1とは別人）が頼んできたので史料を貸した。しかしなかなか返してくれないので、返すよう申し入れた。ところが、先方は返却を断ってきた。すぐに返すよう相手に申し入れてもめたが、やっとの思いで取り戻せた。」（2009年・加美町）

<事例3>

「先祖から受け継いだ史料を所蔵しており、今後の保管について不安を持っている。でも、大学の先生に史料を見せると持っているから、お見せできません。」（2005年・登米市）

<事例4>

「以前、隣町の旧家の方から、大学の先生が史料を借りたまま返してくれないという話を

していた。だから、私たちは大学の先生を信用していません」（2008年・栗原市）

「大学の研究者」というよりも、社会人としてのモラルや常識を疑わざるを得ないような内容を列挙することとなった。とはいえ、これは歴史資料保全活動における聞き取り調査の厳然たる結果である。このようなケースは、宮城県に限ったことなのであろうか。

ともあれ、上記のような地域の方々の歴史研究者に対する認識は、保全活動を進める上で深刻な影響を及ぼすことはいうまでもない。事例1、2は、所蔵者と研究者との相互関係の問題にとどまるものである。ところが事例3については、史料の継続的な保管に不安を持っているのに、専門家が信用できないために研究者の元には情報ももたらされないため、将来的には消滅してしまう確率が高まってしまいうことを示している。このようなケースは、まだ調査に訪れていない地域においてもありえるだろう。すなわち、研究者への不信感が原因で、宮城県において築かれつつあるセーフティーネットから落ちてしまう史料が出てきてしまうのである。そのことは、該当する史料が将来的な消滅の危機にさらされ続けるという事を意味している。

一方、事例4については、自らは直接の当事者になったというわけではなく、未返却の情報が地域に広がっていることを示している。実は、これまで宮城資料ネットが2010年10月末日時点で調査対象としてきた414軒の旧家・史料所蔵者の中で、未返却の事実が確認できたのは18件であった。全体の比率からすれば少ない



ようにも見えるが、問題は件数の多少ではない。史料を所蔵している旧家は、所蔵者であるだけでなく、郷土史サークルの拠点となっていることも多いし、親戚関係などで所蔵者同士の横のつながりも強い。一軒でも未返却の事例があれば、地域に不信感が波紋のように広がり、研究者による歴史資料保全活動を拒絶するネットワークが生まれてしまうということを痛感させられたのであった。

## 2 今回の未返却史料が発生した背景

前述した宮城資料ネットが把握している18件の未返却史料には、大学の研究者の他、地元の郷土史家や自治体史編さん時の行政による貸借など、様々なケースが含まれている。今回宮城資料ネットが返却を代行しているT氏の場合は、今回作成した目録と、T氏の研究業績・研究活動の照合から、おおむね次のような資料が含まれていた。

- ① 『近世庶民資料所在目録』上・下（日本学術振興会、1952・54年）所収の宮城県および岩手県南地域で確認された史料。
- ② 『宮城県史』編さん事業（1950～87年3月）で調査された史料。
- ③ T氏が監修や執筆で関わった各自治体史編さん事業での調査資料。

一連の事業については、もっとも新しい③の自治体史編さんでも、最後に関わった事業からすでに30年以上が経過しており、T氏による貸借の状況などを直接知る手がかりは皆無に近い。

その一方、T氏が史料収集を主として行った

と考えられる終戦直後から昭和30年代前半の歴史研究者による史料調査を取り巻く状況については、網野『古文書返却の旅』で記された日本常民文化研究所の活動など、いくつかの証言が残されている。本稿では断片的ではあるが、T氏も関わった①『近世庶民資料所在目録』としてまとめられた、「近世庶民史料調査委員会」をめぐる動向を紹介してみたい。

近世庶民史料調査委員会は、終戦直後の混乱期に、古文書史料の散逸を防ぐために、文部省の下で特別委員会が設置され、購入費も含む予算割り当てを受け、全国の歴史学者が参加して歴史資料の所在調査を実施したものである。1948年度（昭和23）からの5年間におよぶ調査では、個人所蔵の村方文書など「庶民史料」や、大名家の史料などが広範に把握されたのである。当時の史料散逸の要因は、物資不足による古紙の再利用や、華族制度および農地改革などの社会制度改革にともなう華族・地主層の財産整理などであった。これに対して展開された「終戦直後の史料レスキュー」により保全された史料は、活動の結果設立された文部省史料館の後身である国文学研究資料館アーカイブズ系や、引き続き個人所蔵のものも含め現在まで保存され、歴史研究や地域興しの素材となるなど貴重な史料となっている。

ところが、旧仙台藩領で確認された史料の一部は、一連の参加した研究者個人の手元に残っていたのであった。なぜこのような事態が生じたのであろうか。終戦直後の緊急調査とそれ以後の研究者による史料調査の周辺事情については、庶民史料調査委員会に調査員として参加した日本近世史家の木村礎（1924-2004）が次の

ように回想している。

- ・「これ（近世庶民資料調査委員会）は、当時の歴史学会のお歴々によって結成されたものだが、調査の実際に当たっては若い研究者ないしその卵が調査員として参加した。（中略）この調査は調査網も粗いし、いろいろな面できわめて不十分なものであるが、近世文書の目録作成に一定の基準を与えたこと、近世史研究者を育てる結果を生んだことなど、積極的に評価しうる部分も少なくない。」（「地方文書館のありかた」『史料の調査と保全』木村礎 著作集 X 名著出版 1997年 / 初出 1973年）
- ・「この委員会は（中略）割合はつきりした危機意識を持っていた。それは、戦中・戦後における大量の古文書廃棄という現実を目前にし、それをなんとかして防ぎ止めようとする意識である」（同前）
- ・「しかし、世相の安定とともにこの危機意識も一般には次第に薄れていったようで、逆に研究者による掠奪的調査が展開していったような気がする。いわゆる掠奪調査の事例はきわめて多いようであるが、一々はあげない」（同前）
- ・「所蔵者の無関心に乘じて、調査者が古文書を借りると称して持ち去り、他人には絶対見せないというケースもしばしばあったし、これからもあるかもしれない。」（「史料の調査・整理・保存の手引き」同前書 / 初出 1971年）

\*傍線は筆者による。

終戦直後の歴史資料保全活動をめぐる言説や評価については、木村以外の関係者についても広範に集め、再検証する必要があるだろう。とはい

え、村方文書調査のパイオニアの一人である木村の証言は、興味深い評価をいくつか読み取ることができる。終戦直後に日本史学会の総力を結集して行われた史料所在調査が、学界全体での危機意識を背景にしていたこと。さらに「終戦直後の史料レスキュー」が、当時の木村も含む近世史の若手研究者の育成の場になったということである。これらの点は、時代背景こそ違え、現在の宮城資料ネットの活動理念や目的とも共通するものであった。

とはいえ、木村はその後危機意識が「薄れた」結果、研究者が地域から史料を「略奪」したり、所蔵者の無関心に乘じて史料を持ち出し、他の研究者などには見せないという事例が続発したことも証言している。この辺りの研究者の意識変化に関する木村の証言は抽象的なものであり、筆者としては1970年代の歴史学サークルにおいて、未返却史料をめぐる所蔵者と研究者との関係を論ずることはタブー視されていたのではないかと推測してしまう。

一方、所蔵者の無関心に対する研究者の史料収集については、木村の指摘したような事例ばかりではなく、前述した日本常民文化研究所の活動など、史料散逸への危機意識に対する歴史研究者としての使命感が、結果的に裏目に出てしまうというケースもあった。後者では結果的に史料自体は現在まで保全されることとなったが、所蔵者や地域との間にはやはり深い溝が生じてしまったのである。

宮城県の場合、様々な情報を総合すると、1960年代頃には「価値がわからない人が、史料を持っていても仕方がない」、それゆえ、史料を研究者の手元に留め置くことを正当化する

言説が広まっていたという。所蔵者や地域住民不在の調査、そして保存意識と裏腹の研究者の地域との向き合い方。今に至るまで研究者と所蔵者・地域社会との関係に大きな傷を残す未返却史料が生まれるきっかけの一つが、終戦直後に全国的に展開された「史料レスキュー」であったということ、果たして「昔話」として済ませることができるのであろうか。現代の歴史資料保全活動に関わる一人の研究者としては、決して人ごとでは済まされない問題が含まれていると感じざるを得ないのである。

さらに、未返却史料の問題というのは、当事者であった研究者と史料所蔵者の問題にはとどまらない。宮城県内での調査では、借用の主体は「〇〇先生」というような個人名ではなく、「大

学の先生」が史料を返さないという形で認識されている。すなわち、大学の歴史研究者全体に対する不信感として地域に広がっているのである。

所蔵者や地域社会からの信頼を回復することは、行政や地域住民と連携した歴史資料保全活動においては必須の前程である。借用の責任は当事者にあるとしても、「自分は借用の当事者ではない」、「責任がないから」などと、自らに関係のないこととして未返却史料の問題に目をつむることは、もはや許されることではないと考える。歴史研究者が自らの立場や役割を明確にした上で、この問題に正面から向き合っていくことが、所蔵者や地域社会からの信頼回復のためには不可避であると考えているのである。

### 3 実際の返却

#### 1 返却の開始

ここでは、実際の史料返却について述べることにしたい。前述したように、事業そのものは2007年度から始めていたのであるが、その後2008年6月14日に発生した岩手・宮城内陸地震における被災歴史資料への対応などもあり一時中断していた。その対応が一段落した2009年7月に、所蔵者の方4件に対して最初の返却を行ったのである。

最初の4件については、現在の所蔵者が確定できたということに加え、返却先の文化財保護課など行政の担当者から協力を得ることができた。具体的には、我々が個人宅を訪問する際の身分保証、返却への立ち会い、さらには返却後の史料保全に継続的に対応するというのである。現在の所蔵者に返却すれば事が終わる、と

いうことではない。今回の史料返却事業においても、「宮城方式」での所蔵者・地域と行政との関係作りを行った上で対応したのである。

所蔵者の方々の反応であるが、今回返却に訪れた4件では、いずれもすでに代替わりされており、史料貸借についての詳しい事情は伝聞していないという事であった。それとともに、遠方から返却に訪れたことに対する謝意を示されたのである。予想外の好意的な対応であった。実は返却事業の最初の段階においては、現在の所蔵者の方から叱責をうけることを予想し、それが続くことによる返却担当者の心理的な負担という問題についても議論していた。しかし、最初の返却についてはその心配は杞憂に終わったのである。



## 2 返却をきっかけに新たな保全活動へ

一方、今回返却した4件も含め、コレクション中の各家では、未返却だったもののほかにも古文書などの歴史資料を所蔵されている可能性が高いと考えられた。そこで、返却に際しては必ず他の史料の有無についても確認することとした。その結果、やはり膨大な古文書などの存在が確認され、それに対して所蔵者の方から新たに調査を依頼されることになったのである。返却を契機に、新たな歴史資料保全活動へと展開していくことになったのである。

今回返却した4件のうち、岩手県一関市のT家では、土蔵の中に段ボール約30箱の古文書資料が保管されていた(写真2・3)。所蔵者の話では、かつて史料を借用していったT氏も含めいろいろな研究者が調査していたが、近年は誰も来なくなったという。しかし「いつの日か大学の先生が来て、きちんと整理してくださる日がくるだろうと思い、史料は取っておきました」ということであった。長期に渡る未返却にも関わらず、なお大学の歴史研究者に対して信頼を寄せていたのである。歴史研究者が所蔵者に対してどのような責任を果たすべきなのか、改めて考えさせられる言葉であった。これらの

史料については、今回の訪問を契機に、一関市博物館に寄託されることとなったのである。

一方、別の返却先である岩手県藤沢町S家では、訪問した際に土蔵に膨大な古文書資料が残されていたことが確認された。こちらについては写真4・5のように、古文書が新聞紙や現代の生活雑貨に紛れて床などに散乱しているような状態で、緊急の対応が必要だと判断された。そこで、返却から一カ月後の2009年8月に現地での保全活動を実施したのである(写真6~9)。土蔵や母屋での所在確認調査では大量の古文書が確認されたが、これらについては現地での作業だけでは対応しきれないという事もあり、所蔵者の了解を得て、史料を全て仙台の事務局に借用して保全を継続することとした。その後約1年間かけて、約3万点の古文書を全点整理・撮影することができた。2011年1月には、所蔵者の元に無事返却することができたのである。

なお史料の借用について、保全活動のすべてを現地で行うのが理想的である。しかし、現状の人員や予算では、特に大量の歴史資料が確認された場合に対応しきれないことになる。かつての研究者による史料借用のトラブルを繰り返さないためにも、宮城資料ネットの保全活動で

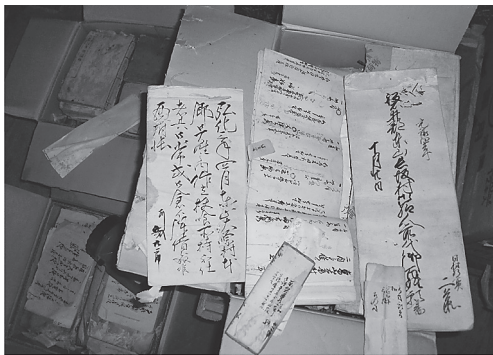


写真2 段ボールに整理された古文書



写真3 古文書の概要を調べる

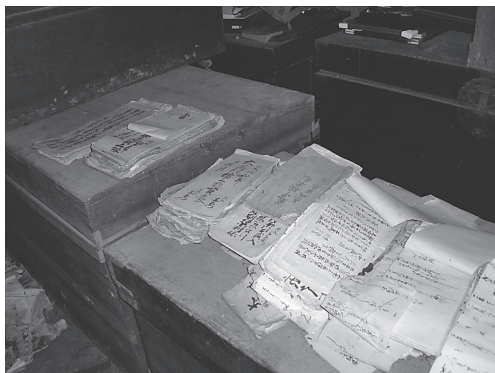


写真4 土蔵内の古文書 (1)

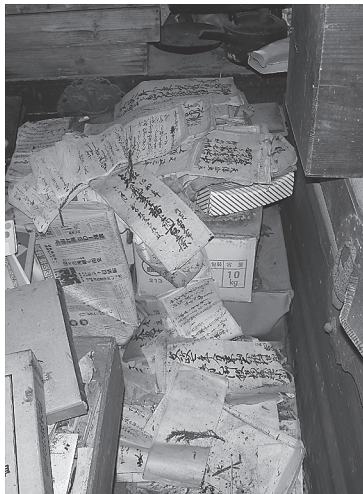


写真5 土蔵内の古文書 (2)



写真6 S家史料の保全活動 (1)



写真7 S家史料の保全活動 (2)



写真8 S家史料の保全活動 (3)



写真9 S家史料の保全活動 (4)

は、作業の途中経過を随時所蔵者に報告し、撮影終了後には画像データ全点のDVDと、その中で重要な史料を印刷した写真帳を贈呈している。所蔵者や地域の方々に目に見える歴史資料

## おわりに

宮城・旧仙台藩領での歴史資料返却事業は、私も含む宮城地区の歴史研究者にとって二つの契機となったと考える。一つは史料所蔵者の方や地域社会と研究者との信頼関係の回復であり、もう一つが新たな歴史資料保全活動の契機ということである。この点については網野善彦も指摘しているが、私自身も改めて自分自身の問題として同様の認識を得るに至ったのである。このような活動を個人ではなく、地域に結集している研究者全体の問題として対応することは、研究者と社会との関係を前向きなものとして築いていく上で重要である。今後も、継続して活動を続けていきたい。

その一方で、課題も見えてきた。本稿で紹介した最初の事例だけでも、史料返却が新たな保全活動と同義であるということがうかがえた。そうだとすれば、現状の人員や時間、予算の制約下では、約50件分の返却を一挙に行うことは不可能である。最初の4件の返却までに1年間を要し、追加の保全対応についても1件で1年間を要している。のこり50件の史料をすべて返却し、保全の対応を完了するには、一体どれだけの月日がかかるのであろうか。返却事業を行うには長期的な対応が必要となることは間違いない。その一方、時間の経過とともに、所蔵者の側もさらなる代替わりや移住などにより、ますます返却先の特定が困難になることが

保全活動を行い、成果を積極的に還元する「宮城方式」の利点が、史料返却事業でも存分に発揮されたのであった。

予想される。様々な条件や制約に、どのように折り合いを付けていくかというのは最大の課題の一つだといえよう。

もう一つの問題として、未返却史料の返却活動が成り立つためには、返すべき史料がきちんと残されているということが大前提である。今回の宮城における事例では、未返却史料自体が遺族の元に残されていたうえ、返却の意義についても理解を得られたことが、最初の段階で事業を順調に滑り出すことができた大きな要素であった。しかし、このようなケースばかりとは限らない。例えば、未返却史料がすでに処分されている、所在がわからなくなった、さらには遺族や関係者が返却に同意しないということもありえよう。このような場合に、歴史研究者がどのような対応をすべきかということについても考える必要があろう。

また、「返却」については、所蔵者に直接返却するということのほかに、地元の史料所蔵機関などへの寄贈や寄託ということも当然ありえよう。宮城での返却事業において、行政にも立ち会いなどで関わってもらったことには、このようなことも含めた長期的な対応を視野に入れたものであった。その一方、場合によっては、所有権の確定がなされないまま、大学や史料所蔵機関に保管されていることもありえよう。この場合は史料にとっては結果的には適切



な保管環境が整えられているとはいえ、元の所蔵者に対して改めて適切な対応をとる必要があるのではないだろうか。宮城での返却事業はあくまでも一つの事例であり、研究者と所蔵者との関係も試行錯誤しながら経験を積んでいく必要があるだろう。

繰り返しになるが、史料借用の責任は借用した研究者本人にある。しかし、所蔵者や地域社会では、史料の未返却は大学や研究機関など組織が引き起こした問題だと認識しているのである。史料所蔵者や地域社会から不信感を持たれている組織の唱える「地域連携」が、活動の裾野を社会に広げていくことはありえない。未返却史料の存在という歴史学における「過去の清算」を、歴史資料保全にかかわる研究者全ての課題として、対応を議論する必要があると考える。

最後に、宮城での保全活動を通じて、所蔵者の方から寄せられた声を紹介したい。

#### <事例5>

「史料の調査成果をいろいろ送ってくれるので、とても感謝している。以前の研究者とは、全く違うもので、以前疑っていた事は、今は全く無い」（2010年・石巻市）

この所蔵者方では、やはりある大学研究者（故人）が史料を借用したまま、現在まで史料は返

却されていない。そのことから、長年にわたり所蔵されている古文書などの調査や公開にはきわめて慎重な立場であった。しかし、宮城方式での史料保全活動を通じて、研究者や史料調査に対する信頼を回復されたのである。

宮城での「史料返却の旅」とは、単にモノとしての歴史資料を返却するだけではない。所蔵者や地域社会からの信頼を回復していく旅でもある。長い旅路は、まだ始まったばかりである。少しずつではあっても、着実に歩みを進めていきたい。

#### 【付記】

2011年3月11日午後2時46分、東北太平洋沖を震源とする巨大地震が発生した。太平洋沿岸部を襲った巨大津波などで多くの犠牲者をもたらしたこの大震災は、被災地の文化財にも甚大な被害を及ぼしている。戦災と天災との違いこそあれ、終戦直後に直面したような未曾有の歴史資料・文化遺産消滅の危機に、現代の歴史研究者も直面することとなったのである。

宮城資料ネットでも地震直後から被災対応を始める一方、国レベルでの組織化も進みつつある。今後多くの関係者が歴史資料のレスキューに関与することになるだろう。被災地での活動が、「終戦直後の歴史資料レスキュー」がたどった道を繰り返すのか、それとも研究者が行政や市民と協同し、歴史資料をまさに「歴史遺産」として、真の意味で社会の公共財としてゆく契機となしえるのか、真価が問われている。